

～和歌山県における創業を応援します！～

起業家 × 大企業 マッチングイベント

和歌山県がスタートアップ創出支援チームと共に県内創業を応援します！

県が認定したスタートアップ創出支援チームの協力のもと、選考を経て和歌山県経済をリードする創業者を認定。認定された創業者に対し、チームによるハンズオン支援や各種支援策を提供します（詳細は裏面参照）

和歌山県における創業に興味のある方は県内外を問わずご応募ください！ ※オンラインによる参加も可能

スタートアップ創出支援チーム参画企業一覧



スケジュール

令和3年6月25日 応募受付（応募申請書）締切
 令和3年7月上旬 第1次審査（書類審査）
 令和3年7月下旬 第2次審査（書類審査）
 令和3年8月上旬 個別指導（ブラッシュアップ）
 令和3年9月2日 マッチングイベント
※ 現地orオンラインでプレゼンテーション
 令和3年9月～翌年3月迄ハンズオン支援を実施

お問合せ・お申込み先

和歌山県
産業技術政策課 産業技術推進班
 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
 TEL : 073-441-2355
 Mail : e0631001@pref.wakayama.lg.jp

応募資格

以下のいずれかの要件に該当する者

- ✓ 和歌山県内で創業しようとするもの
 - ✓ 和歌山県内の中小企業者で創業後5年程度以内のもの
 - ✓ 和歌山県内の中小企業者で新事業展開等の第二創業を行おうとするもの
 - ✓ 和歌山県内の中小企業者で新事業展開等の第二創業後5年程度以内のもの
 - ✓ 和歌山県内の地域資源を活用した新規事業を行おうとするもの
- ※ **応募者の現住所は、和歌山県内外を問いません**

対象事業

以下のすべての要件を満たす事業で、応募は個人、法人又は1グループにつき1事業とします

- ✓ 新規性、独自性、市場性、成長性、実現可能性があること
- ✓ 地域社会や地域経済に貢献する事業であること

応募方法

- **令和3年6月25日（金）17:00（必着）迄**に、所定の応募申請書に日本語で記載のうえ、**代表者の免許証等のコピー**（身分を確認出来るもの）を添付し、以下宛先に**メール・郵送・持参のいずれかの方法により提出**ください
- 提出先は以下の通り
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県 産業技術政策課 産業技術推進班
TEL : 073-441-2355 / Mail : e0631001@pref.wakayama.lg.jp
- 応募申請書は、以下ホームページや右のQRコードからダウンロードください
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/sougyo.html>
- 参考資料（パンフレット、図面等）を郵送・持参される場合は、同様の資料を計7部提出ください



審査方法・スケジュール

- 審査基準（以下の項目に沿って審査を実施します）
（1）新規性・独自性（2）市場性・成長性（3）実現可能性（4）地域への波及効果

スケジュール

1. 第1次審査（書類審査）…すべての応募プランにつき書類審査を行います
2. 第2次審査（書類審査）
第1次審査を通過された方に対し詳細資料に基づく書類審査を行います
3. 個別指導（ブラッシュアップ）
第2次審査を通過された方のうち希望者を対象に、
専門家によるピッチブラッシュアップを行います
4. マッチングイベント（プレゼンテーション）
…第2次審査を通過された方のプレゼンテーションを通じ、
スタートアップ創出支援チームとマッチングを実施、
和歌山県より優良創業者として認定を行います

マイルストーン	日程
応募受付締め切り	令和3年6月25日
第一次審査	令和3年7月上旬
第二次審査	令和3年7月下旬
個別指導	令和3年8月上旬
マッチングイベント	令和3年9月2日
ハンズオン支援	令和3年9月 ～令和4年3月

- ※ **個別指導・マッチングイベント・ハンズオン支援等いずれのイベントも『オンライン参加可』とします**
（詳細な接続方法については書類審査通過後に別途ご案内します）

認定者に対する支援策

- 二つの書類審査を通過した認定事業者に対して、
当課メンバーを中心に熱意のある担当者が和歌山県内における創業・事業拡大を全面的にバックアップ致します
（例：創業に向けた融資制度のご紹介、販路拡大に向けた県内関連機関との橋渡し、実証コーディネートetc）
- マッチングイベント時に認定を行った**支援チームによる無料のハンズオン支援**を、年度内数回程度実施します
- その他、マッチングイベント時に認定を行った支援チームとの事業提携に向けた打ち合わせ等を実施します

（留意事項）

1. 応募事業の知的所有権については、提案者に帰属します。但し、特許・実用新案、企業秘密やノウハウなどの情報の法的保護については、提案者の責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない範囲で応募ください
2. 審査結果発表後においても、応募資格の違反、盗作や虚偽の事実等が判明した場合、暫定の取消を命じる場合があります
3. 提出頂いた皆様の個人情報、法令に定めのある場合やご本人が同意している場合を除き目的外利用することや第三者に提供することはありません